

保存期間：10年
(平成35年末)
平成25年2月26日

資料	1
----	---

国税不服審判所の概要等

国税不服審判所の概要等

1 国税不服審判所の位置付け等

(1) 組織

国税庁の特別の機関（昭和 45 年の国税通則法の改正により国税庁の附属機関として創設され、昭和 59 年の国家行政組織法及び大蔵省設置法の改正により、国税庁の「附属機関」から「特別の機関」となった。）

(2) 使命

国税不服審判所の使命は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な裁決を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するところにある。

(3) 機能

国税庁長官の持つ権限から、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に関する裁決権を分離し、執行機関である国税局や税務署等と審査請求人との間に立つ公正な第三者的立場で審査請求事件を審理し裁決を行う。

(4) 特色

- イ 3名以上の国税審判官等で構成する合議体の議決に基づき、国税不服審判所長が裁決することで公正性の確保を図っている。
- ロ 審査請求人と原処分庁の双方の主張を十分に把握し、争いとなっている点（争点）を主な審理事項として裁決を行う（争点主義的運営）こととしている。
- ハ 争点に関する事実について、職権で調査する権限を有している。
- ニ 国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決を行うことができる（国税通則法第 99 条）。
- ホ 裁決は関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断。

(5) 事件処理の方針

- ① 充実した調査・審理に基づく適正な裁決を行うこと
- ② 原則、1年以内に事件を処理すること
- ③ 審判の透明性を確保すること
- ④ 簡潔、明瞭な裁決書を作成すること

2 国税不服審判所の現状

(1) 体制

イ 本部、12 支部、7 支所（定員 474 名）。国税不服審判所長の下に、国税審判官、国税副審判官、国税審査官等から構成。国税不服審判所長、東京・大阪の首席国税審判官等には裁判官又は検察官出身者を任命。

ロ 平成 19 年度より、民間専門家を国税審判官として採用。

平成 25 年 1 月末現在、44 名が在職し、内訳は弁護士 23 名、税理士 13 名（うち、大学准教授経験者 1 名）、公認会計士 8 名となっている。

(2) 最近の審査請求の状況

会計年度	19	20	21	22	23
請求件数	2,753 件	2,835 件	3,243 件	3,084 件	3,571 件
処理件数	2,404 件	2,812 件	2,583 件	3,716 件	2,958 件
認容割合	12.6%	14.8%	14.9%	12.9%	13.7%
未済件数	2,143 件	2,166 件	2,826 件	2,194 件	2,807 件

(3) 国税庁における実績の評価の目標

業績目標 1-3-3：不服申立て等に適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。

○ 審査請求

国税不服審判所は、事件処理においては、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上、自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行います。

このため、審査請求人に早期に審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方へ「争点の確認表」の交付を実施するなど、審理の手続や審理状況の透明性に配慮するとともに、事件処理の迅速性の面から全処理件数のうち 1 年以内に処理した件数の割合を一つの目安とし、審査請求事件を適正・迅速に処理します。

また、民間専門家等の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより事件処理の適正性・迅速性を一層高めるために、国税審判官への外部登用を拡大します。

【業績指標 1-27 「審査請求」の 1 年以内の処理件数割合】（単位：％）

会計年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度目標値
処理件数割合	92.6	92.2	93.2	96.9	95

（出典：平成 24 事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画）

3 国税不服審判所の改革

平成 22 年度税制改正大綱において、納税環境整備の一つとして「国税不服審判所の改革」が掲げられた。具体的には、審判官の多くを国税庁の出身者が占めていること及び証拠書類の閲覧・謄写が認められていないことなどが問題とされ、国税不服審判所の組織や人事のあり方のほか不服申立前置主義の見直しなどについて検討が行われた。

その結果、平成 22 年 12 月 16 日に閣議決定された平成 23 年度税制改正大綱では、「国税不服審判所の改革」について次のとおり対応することとされた。

【平成 23 年度税制改正大綱（抜粋）】

（争訟手続）

内閣府・行政救済制度検討チームの議論が来年以降本格化することを踏まえ、不服申立期間、証拠書類の閲覧・謄写の範囲、対審制、不服申立前置の仕組みのあり方については、同検討チームの結論を踏まえて改めて検討した上、所要の見直しを図ることとします。

（争訟機関）

国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。

- ① 民間からの公募により、年 15 名程度採用します。
- ② 3 年後の平成 25 年までに 50 名程度を民間から任用することにより、事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者とします。

国税不服審判所では、同大綱を受けて、平成 22 年 12 月 17 日に外部登用の方針及び工程表を国税不服審判所ホームページなどに公表し、国税審判官（特定任期付職員）の採用を行っている。

【外部登用の方針】

国税不服審判所では、平成 23 年度税制改正大綱を受けて、民間専門家等の高度な専門的知識や実務経験を活用するとともに、審査請求事件の審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を下記の工程表のとおり拡大していく予定です。その結果、3 年後の平成 25 年には、事件を担当する国税審判官の半数程度が外部登用者となる見込みです。

【工程表】

単位：人

外部登用者	年分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
年初における登用者数		18	31	43
任期満了者数 (退任数の上限)		2	3	13
新規採用数 (任期延長者含む)		15～16	15～16	20
年末における登用者数		31～32	43～44	50

（注 1）特定任期付職員として採用する外部登用者の雇用期間は、原則 3 年間とする。

（注 2）上記工程表の人数については、応募者の状況等により変動する場合がある。